

## 平成筑豊鉄道沿線地域公共交通協議会設置要綱

### (目的)

第1条 平成筑豊鉄道沿線地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成筑豊鉄道沿線地域に係る地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

### (事業)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第3条 協議会は、座長及び委員をもって組織する。

### (座長及び座長代理)

第4条 座長は、福岡県の交通政策課長をもって充てる。

- 2 座長は、議事運営その他の会務を総括する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

### (協議会の委員)

第5条 協議会の委員は、次の各号に掲げるところにより、知事が委嘱する者とする。

- (1) 平成筑豊鉄道沿線市町村の職員
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) 運輸事業を営む関係法人の役職員
  - (4) 学識経験を有する者
  - (5) 福岡県の職員
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は、再任されることができる。

### (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 会議は、委員（次項の規定により代理の者が出席する場合は、当該代理の者。同項を除き、以下同じ。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 3 委員は、代理の者を会議に出席させることができる。
- 4 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。ただし、委員は棄権できることとし、この場合、棄権した委員を除く出席委員の過半数で議事を決するものとする。
- 5 会議は非公開とし、会議の開催後、議事の概要を速やかに公開するものとする。
- 6 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項について、全ての委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、企画・地域振興部交通政策課において処理する。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会の議を経て、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月20日から施行する。